

## テールゲートリフター 特別教育の学科教育研修会

- 日 時：令和5年11月1日（水）  
午後1時30分
- 場 所：名古屋国際会議場 141・142会議室  
(名古屋市熱田区)
- 参加者：121名（54社）

貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実に係る労働安全衛生規則の一部が改正され、テールゲートリフターによる荷役作業についての特別教育の義務化が令和6年2月1日から施行されます。

それに伴い、労働安全衛生規則第36条に基づく「テールゲートリフター特別教育の学科教育研修会」が開催されました。

なお、実技教育については各会社でテールゲートリフターの操作方法について2時間の実技教育を行い、教育の記録を保存していただくことになります。



開会の挨拶で専務理事 堀部隆司氏は「労働安全衛生規則の一部が改正され、テールゲートリフターによる荷役作業に従事される方は全て受講が義務付けられています。現在、他でも研修会が開催されていますが、受講者が満席の状態であることから愛産協では独自に開催を致しました。産廃業界は労働災害が非常に多いため、本日の研修会を通じて今後安全な作業に努めていただきたいと考えております。」と述べました。

研修会の講師は、中央労働災害防止協会 中部安全衛生サービスセンター専門役 麻生康司氏をお招きました。

麻生専門役は挨拶の中で、今回の研修会開催の経緯（行政側からの義務化）、また安全衛生教育



研修会の様子



講師の麻生専門役

に携わるようになったきっかけ等について話され、講義が始まりました。

始めに「テールゲートリフターに関する知識」では、テールゲートリフターの種類・構造、取り扱い方法、点検及び整備の方法について説明がありました。

「テールゲートリフターによる作業に関する知識」では、テールゲートリフターの荷及び台車の種類と取扱いの方法、テールゲートリフター使用時の労働災害の特徴、について話されました。

「関係法令（テールゲートリフター関係部分）」では、労働安全衛生法・労働安全衛生規則・労働安全衛生特別教育規程、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン、について解説され研修を終えました。

堀部専務理事の閉会の挨拶後、事務局より修了証が授与され閉会しました。



研修後、受講者に修了証が手渡される